

# 電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター規程

平成17年 4月 1日  
改正  
平成19年 4月 1日  
平成20年 4月 1日  
平成21年 4月 1日  
平成22年 3月19日  
平成22年 6月22日  
平成24年 5月22日  
平成27年 5月27日  
平成28年 3月23日  
平成28年 7月27日  
平成30年 2月28日  
平成30年 3月30日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第22条第3項の規定に基づき、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、電気通信大学（以下「本学」という。）における学生相談及び修学相談並びに就職及び学生生活等の学生支援業務を総括的に取扱い、もって学生生活の充実及び発展に寄与することを目的とする。

### (職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター専任の教員（特任教員を含む。以下同じ。）
- (3) その他の職員

2 センターに、センターの目的を達成するため、本学の専任の教授又は准教授のうち、センターにおいて、センター専任の教員と同等の業務を行う者を兼務教員として置くことができる。

3 センターに、客員教員を置くことができる。

### (センター長)

第4条 センター長は、本学の職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうちからセンター長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(センター会議)

第6条 センターに、電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議の組織及び運営に関する規程は、別に定める。

(組織)

第7条 センターに、次の各号に掲げる室を置く。

(1) 学生何でも相談室

(2) 障害学生支援室

(3) 就職支援室

(室長)

第8条 前条各号に掲げる室に、それぞれ室長を置く。

2 室長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

3 室長は、室の業務を掌理する。

4 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 学生何でも相談室

(業務)

第9条 学生何でも相談室（以下「相談室」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学生相談及び修学相談に係る学生への助言に関すること。

(2) 学生相談及び修学相談に係る業務の企画・立案に関すること。

(3) 学生相談に係る関連諸団体との連携に関すること。

(4) その他学生相談等に関すること。

(組織)

第10条 相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) カウンセラー

(3) アドバイザー

(4) その他室長が必要と認めた者

(カウンセラー)

第11条 カウンセラーは、カウンセリングに関する専門的知識を有する者のうちから、セ

ンター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(アドバイザー)

第12条 アドバイザーは、必要に応じて学生支援担任のうちから、センター長が指名する。

(秘密の保持)

第13条 学生相談等に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 第3章 障害学生支援室

(業務)

第14条 障害学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者である学生（以下「障害学生」という。）の支援体制の企画・立案に関すること。
- (2) 障害学生支援に係る学内組織並びに関係者との連絡、調整及び連携に関すること。
- (3) 障害学生支援に係る関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- (4) 障害学生の生活・修学・進路等のカウンセリング及びコーチングに関すること。
- (5) その他障害学生支援に関すること。

(組織)

第15条 障害学生支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) チーフ障害学生支援コーディネーター
- (3) 障害学生支援コーディネーター
- (4) その他室長が必要と認めた者  
(チーフ障害学生支援コーディネーター)

第16条 チーフ障害学生支援コーディネーターは、障害者支援及びカウンセリングに関する専門的知識を有する者のうちから、学長が命ずる。

(障害学生支援コーディネーター)

第17条 障害学生支援コーディネーターは、障害者支援に関する専門的知識を有する者のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

(個別支援チーム)

第18条 障害学生の支援を円滑に実施するため、障害学生支援室に、個別支援チーム（以下「支援チーム」という。）を置く。

2 支援チームは、障害学生毎に設置する。

(支援チームの任務)

第19条 支援チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該障害学生の生活、修学及び進路等に係る指導及び助言
- (2) 当該障害学生の支援のための具体的事項
- (3) その他当該障害学生の支援のために必要な事項

(支援チームの組織)

第20条 支援チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) チーフ障害学生支援コーディネーター

- (2) 当該障害学生の学生支援担任又は指導教員
- (3) 障害学生支援コーディネーター
- (4) 学務部教務課課長補佐
- (5) 学務部学生課課長補佐
- (6) 障害学生支援を担当する学務部学生課の係長
- (7) その他室長が必要と認めた者  
(チームリーダー)

第21条 支援チームの業務を統括するため支援チームにチームリーダーを置き、前条第1号の者をもって充てる。

(意見の聴取)

第22条 支援チームは、必要と認めたときは、構成員以外の者から、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第23条 障害学生の支援に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 第4章 就職支援室

(業務)

第24条 就職支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 就職支援に係る業務の企画・立案に関すること。
- (2) 就職支援に係る関連諸団体との連携に関すること。
- (3) 就職相談に係る学生への指導及び助言に関すること。
- (4) 就職支援に関する広報活動に関すること。
- (5) 学生の就職に関する調査及び分析に関すること。
- (6) キャリア教育への参画に関すること。
- (7) その他就職支援に関すること。

(組織)

第25条 就職支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) キャリアカウンセラー
- (3) その他室長が必要と認めた者  
(キャリアカウンセラー)

第26条 キャリアカウンセラーは、就職等に関する専門的知識を有する者で、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

#### 第5章 雑則

(事務)

第27条 センターに関する事務は、学務部学生課において処理する。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年5月27日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間に、最初に任命される障害学生支援室長の任期は、第19条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年5月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。